

質問第一三九号

晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年六月三日

浜田 聡

参議院議長 関 口 昌 一 殿

晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の実態及び対応に関する質問主意書

東京都中央区「晴海フラッグ」では、無許可民泊が多数確認されていると住民からの通報が相次いでいる。現地では鍵の受渡しに使われるキーボックスが公共スペースに多数設置されており、スーツケースを持った短期滞在者が深夜早朝を問わず出入りするなど、住民の生活環境や治安に深刻な影響を及ぼしているとの報道もある。地方自治体や管理組合のみでは十分な対応が困難であり、国による実態把握及び制度的支援の必要性が高いと考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 晴海フラッグ及び周辺地域における無許可民泊の件数、通報数及び指導・摘発の実績について、政府の把握状況を示されたい。把握していない場合、調査を行う考えはあるか示されたい。

二 晴海フラッグのマンション管理規約では民泊が禁止されているとの情報があるが、周辺地域での民泊営業の適法性に係る観光庁及び中央区の対応について、政府の把握状況を示されたい。

三 無許可民泊による騒音、ゴミ及び不審者の出入り等の住民被害に対する政府の見解を示されたい。

四 電柱や公共スペースへのキーボックスの無断設置が確認されている。このような状況に対し、警察や自

治体がどのように取り締まっているか示されたい。また、国として法的整理を行う考えはあるか示されたい。

五 管理組合が違法民泊を制限・排除するために行う措置に対し、法的な後押しや支援策を講じる考えはあるか示されたい。

六 中央区のように条例で民泊を厳しく制限している地域において、住民通報と行政措置の連携強化を図るため、国として統一的な運用指針を策定する考えはあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。